

昭和村告示第 1 1 号

昭和村地域情報通信基盤整備事業（光ファイバ整備）の実施について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 及び昭和村財務規則（昭和村規則第 9 号）第 3 3 4 条の規定による昭和村プロポーザル方式実施要綱（昭和村要綱第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

平成 2 2 年 2 月 2 日

昭和村長 加藤 秀光

昭和村（赤城原局・久呂保局地区） 地域情報通信基盤整備事業（光ファイバ整備）に関わる企画提案要請書

1. プロポーザル概要

(1) 事業名

平成 2 1 年度 昭和村（赤城原局・久呂保局地区）地域情報通信基盤整備事業
（光ファイバ整備）プロポーザル競技

(2) 選考方法 公募型プロポーザル方式

(3) 公示日 平成 2 2 年 2 月 2 日

2. 公募型プロポーザル方式による提案を求める目的及び趣旨

群馬県昭和村は全域が A D S L 供給可能範囲となっているが、幹線の経路の問題もあり、幹線を離れてしまうと速度が極端に低下する。更には、高圧線の影響により A D S L の供給が不可能となっている地域が存在し、有効な速度で利用できるのは一部に限られてしまっている。

そして、今回、住民のニーズに即した高速ブロードバンド環境の整備により、デジタルデバイドの解消と情報通信基盤格差の是正を促進し、すべての地域における超高速インターネットサービスの利用を実現する。

そのために、行政と民間の連携により光ファイバ網の整備を行うとともに、整備後、将来にわたり I C T 環境の変化にも柔軟に対応できる通信サービスの提供、良好な保守管理とサービスの選択が可能な体制により、村民及び村にとって最もメリットのある運営事業者を選定するため、公募によるプロポーザル審査によって特定した者と、設計委託の随意契約及び工事請負予約を確認し、設計委託業務完了後に工事請負の随意契約を締結する方式（公募型プロポーザル方式）を採用するものである。

3. 主催者及び事務局

主催 : 昭和村

事務局 : 昭和村 企画課 地域振興係

住所 : 〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井 3 8 8 番地

電話 : 0 2 7 8 - 2 4 - 5 1 1 1 F A X : 0 2 7 8 - 2 4 - 5 2 5 4

e-mail : k-fujii@vill.showa.gunma.jp

U R L : <http://www.vill.showa.gunma.jp/>

4. 施設整備の概要

(1) 事業名

昭和村（赤城原局・久呂保局地区）地域情報通信基盤整備事業（光ファイバ整備）

導入事業：総務省所管 地域情報通信基盤整備推進交付金

(2) 整備エリア

現在光ファイバによるインターネットサービスが提供されていない昭和村（赤城原局・久呂保局地区）全域、全世帯が利用できるネットワーク網とする。

(3) 総事業費 上限 2 4 6 , 0 0 0 千円（調査・設計・施工監理含む、消費税込み）

(4) 見込総延長距離 約 1 2 3 . 3 km

別紙「昭和村（赤城原局・久呂保局地区）幹線網敷設計画図」を参照

(5) 事業期間 平成 2 1 年度（契約締結の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日）

(6) 事業全体像

本事業については、昭和村（赤城原局・久呂保局地区）の光ファイバによるブロードバンド環境を整備し、情報通信格差を是正することを目的とする。

公設民営方式

ブロードバンド施設整備については、インターネット接続、インターネット電話等の情報通信サービスを安定的かつ低コストで提供し続けることを基本としながらも、その一方で、将来のICT（情報通信技術）における環境変化にも柔軟に対応していくことを考慮するものとする。

運営（サービス提供）事業者選定

ブロードバンド施設の運営事業者の要件については、平成22年2月2日時点で現に正規の手続きに則りインターネット接続サービスを提供している事業者とする。

運営事業者の選定については、上記の要件を満たす事業者の中から、施設整備後のサービス内容も含め、村民及び村にとって最もメリットのある運営事業者を選定する。

(7) 工事条件

本事業では、運営事業者が保有している施設や設備を利用して高速インターネット接続等のサービスを提供することもありえることから、既存保有施設・設備と本事業で整備する施設・設備との整合性を図りながら設計することは、選定運営事業者の技術部門以外では、事実上不可能であると考えられる。このため、調査・設計施工・監理業務まで含めて選定運営事業者に委託するものとする。

(8) 監理・運営

本整備事業については、公設民営方式で事業を推進するが、運営事業者の経営判断に基づいた迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、IRU（Indefeasible Right of User: 破棄し得ない使用权）制度を活用し、選定運営事業者とIRU契約を締結し、昭和村（赤城原局・久呂保局地区）が運営事業者の有償で施設を貸し出すものとする。

IRU制度とは、電気通信事業者自らが、次の4つの要件を満たす賃貸契約等によって、他者が所有する光ファイバ等を調達した場合、当該光ファイバ等を当該事業者が長期安定的に支配・監理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度のことである。

(IRU契約要件)

当事者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。

所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

ア．使用契約期間が10年以上であること。

イ．使用契約期間が1年以上あり、かつ、契約書において、以下の点が確認されていること。

ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りではない。

A 契約の自動更新の定めがあること。

B 事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと。

ウ．その他ア、イに類する特別の事業があると認められるものであること。

5. 施設整備の考え方

(1) ブロードバンド施設整備の考え方

インターネット接続通信速度は上り下り1利用者あたり最大100Mbpsとしグローバルアドレスが利用できること。(個人ホームページ作成やメールが利用できる)

利用者は、複数のISPの中から選択利用できること。

標準又はオプションでIP電話が利用できること。

(2) 整備ルート選定の考え方

道路拡幅などに伴う支障移転発生等を極力回避できるルートを選定すること。

NTT及び東京電力などの保有する電柱への添架が可能なルートを優先し、いずれも利用可能な場合は、添架料金の安価なものを優先すること。

6. 役割分担

(1) 光ファイバ通信基盤整備事業推進にあたり、昭和村は以下の業務を担当するものとし、それ以外の業務は運営事業者が担任するものとする。

昭和村が手続きをしなければならない許認可に係る事務処理（事前協議・交渉、提出資料作成は、運営事業者で担任）

地元説明会等の日程等の設定（加入手続き等の説明は運営事業者で担任）

契約に係る事務処理

昭和村が支払わなければならない費用の支払い処理

7. 留意事項

公設民営方式で事業を推進していくことに鑑み、運営事業者決定後に、行政と運営事業者間で締結する基本協定に「運営事業者と行政は、原則として年1回以上、サービス内容等に関する協議の場を設ける」という主旨の条項を盛り込むものとする。

8. 参加資格

- (1) 平成21年4月1日現在、「昭和村平成20・21年度工事等請負有資格者名簿」に登録され、電気通信事業法に基づき伝送路設備を保有する電気通信事業者であり、かつ、建設業法に規定する建設業（電気通信工事）の許可を受けていること。
- (2) 公示日現在、昭和村の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 平成21年6月1日現在において、インターネット接続サービスを提供している者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続きの申し立てが成されているものでないこと。

9. プロポーザルの提出内容

- (1) 提案に関する図書（様式任意）
整備計画図、平面図、立面図、イメージ図、概算実施設計費、工事費、工程表など事業内容を説明するために必要と思われる図面。
図面においては、本事業で整備する施設・設備と、運営事業者が既に保有している施設・設備の区分が分かるように明示すること。
- (2) 技術提案書の作成は別添「提出書類作成要領」に基づき作成すること。
基本的事項ととして、次の課題に対する考え方を述べること。
会社の概要及び実績について
設備構築設計について
構築施工体制について
保守管理及び住民向けサービスの提供について
- (3) その他
財務諸表（直近の決算分含む三年分・工事完成高や建築工事完成高が確認できるもの）・企業概要が分かるパンフレット

10 手続き関係

- (1) 質疑
質疑事項は質問書（様式6）を用い、事務局あてに持参、郵送、FAXすること。
質疑の提出は、平成22年2月12日（金）までとする。
質疑の回答書は、次のとおり閲覧に供する。（閲覧期間）技術提案書等作成期間中
- (2) 参加表明
本競技に参加する者は、参加表明書（様式1）を事務局あて持参により平成22年2月10日（水）午後5時（必着）までに提出するものとする。
- (3) プロポーザルの提出方法
ア 提出するプロポーザル提案書は一つに限る。
イ 提出部数は10部とする。
ウ プロポーザル提案書は、平成22年2月26日（金）午後5時まで必着とし、事務局に持参提出するものとする。
- (4) ヒアリングの実施
ア ヒアリングの日程等
日時：平成22年3月上旬
場所：昭和村役場 第2会議室（予定）
ヒアリングの詳細日時・場所については、後日連絡する。
イ ヒアリングの内容
ヒアリングは、1社につき45分（説明30分・質疑15分）とし、このプロポーザルを担当する主任技術者を含め3名までの出席を求めて実施する。ただし、参加者多数の場合等、都合により時間や日時を分けて行う場合がある。
ヒアリングに求める内容は、プロポーザル内容についての追加説明及び審査員からの質疑とする。

11 審査及び特定者の決定

- (1) 審査
選定に係る審査は「昭和村建設工事入札審査会」により行う。
- (2) 特定者の決定
提案者の中から、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、もっとも優れた提案を行った者を（1）により組織された審査委員会が特定者として1者を選定し、特定者と設計内容について協議を行った上で、実施設計委託に関する業務委託契約を締結するものとする。
なお、本業務委託契約に際しては、プロポーザル・デザインビルド方式の趣旨に基づき、工事請負事業についての工事請負予約書を取り交わすものとする。
技術提案書の特定されたものは、実施設計委託に関する業務委託完了後、設計審査を受けるもの

とし、設計審査後の設計書及び工事請負予約書に基づき両者協議のうえ工事請負契約を締結するものとする。

(3) 特定者の通知

審査後、特定者名及び特定の理由を全員に文書で通知する。

12. 失格条件

提出された提案書が、次に掲げる項目の一つに該当する場合は失格となることがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザル競技に対する援助を直接または間接に求めた場合。

13. 費用負担

このプロポーザル競技(ヒアリングへの参加も含む。)に要する費用は、すべてプロポーザル競技参加者の負担とする。

14. その他

- (1) 本事業は、地域情報通信基盤整備推進交付金、公共投資臨時交付金を財源として実施するため、交付金を受けられなかった場合及び減額により実施を見送った場合には提案は無効となります。この場合の費用は負担いたしません。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲において、事務局にて複製を作成する。
- (5) 村は事業者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとする。